

石巻市総合体育館

貸切利用料

(単位：円)

利用区分		時間区分		午前	午前	午後	夜間	夜間	全日
		時間外	9時～13時	13時～17時	17時～21時	時間外	9時～21時		
主競技場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合		1,890	6,300	6,300	8,400	2,520	21,000
		その他の催物に利用する場合	営利を目的としない場合	4,230	14,100	14,100	18,800	5,640	47,000
			営利を目的とする場合	14,130	47,100	47,100	62,800	18,840	157,000
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,870	12,900	12,900	17,200	5,160	43,000
		その他の催物に使用する場合		28,350	94,500	94,500	126,000	37,800	315,000
第一 武道場 (295㎡、150畳)				657	2,190	2,190	2,920	876	7,300
第二 武道場 (295㎡)				657	2,190	2,190	2,920	876	7,300
弓道場 (5人立)				657	2,190	2,190	2,920	876	7,300
会議室 (80名)				657	2,190	2,190	2,920	876	7,300
ミーティングルーム A (40名)				405	1,350	1,350	1,800	540	4,500
ミーティングルーム B (20名)				153	510	510	680	204	1,700
役員室				405	1,350	1,350	1,800	540	4,500
暖房利用料				主競技場1時間につき 6,300円 その他1室1時間につき 200円					
冷房利用料				1室1時間につき 200円					
主競技場 電気利用料	A (1,000ルクス)		1時間につき		2,510円				
	B (800ルクス)		"		2,100円				
	C (500ルクス)		"		1,250円				
	※ 夜間利用料には、Cの電気利用料を含む。								
設備器具利用料				1件 3,090円以内 で市長が定める額					

設備器具利用料

設備器具名	単位	利用料	備考
放送設備	1式	1,050円	1回につき(時間外・午前・午後・夜間の区分による)
電光採点板	1組	710円	"
フロアシート	1本	80円	"
長机	1脚	30円	"
折りたたみ椅子	1脚	10円	"

※ 入場料を徴収して利用する場合は、それぞれ利用料の2倍に相当する額とする。

※ 備考

- 高校生以下の者が貸切利用する場合は、それぞれ上記利用料の2分の1の額とする。
- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他これに類する料金を徴収する目的をもって催し物をする場合をいう。
- 本表に定める利用時間内に主競技場を準備又は撤去のため利用する場合の利用料は、当該利用料の2分の1に相当する額とする。
- 利用時間の各時間区分に満たない場合でも、時間区分とおり利用したものとする。また、冷暖房及び電気利用料についても、1時間に満たない場合は1時間とする。
- 主競技場又は会議室の2分の1を貸切利用する場合の利用料は、それぞれ利用料の2分の1の額とする。
- 主競技場を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規程する休日に貸切利用する場合の利用料は、当該利用料の20%に相当する額を加算した額とする。
- 時間外利用の場合は、午前、夜間の区分に従い、それぞれの利用料の額を、時間割計算した額に20%に相当する額を加算した額とする。
- 利用区分中第1武道場から役員室までの利用において、営利を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料の150%に相当する額を加算した額とする。
- 貸切利用料額の10円未満の端数は、切り捨てる。(減免については100円未満切り捨て)
- 利用許可申請期間
 - 主競技場・・・6か月前から7日前まで
 - 武道場、弓道場、会議室、ミーティングルームA・B、役員室・・・6か月前から2日前まで